

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月21日
【会社名】	株式会社ディー・エル・イー
【英訳名】	DLE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員CEO 小濱 直人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番地4
【電話番号】	03-3221-3980
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート本部 本部長 松本 博数
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番地4
【電話番号】	03-3221-3980
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート本部 本部長 松本 博数
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月21日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2021年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役会の監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営の効率性を高め迅速な意思決定を可能にするため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したく存じます。監査等委員会設置会社への移行により、経営の監督と業務執行の分離を推進するとともに、取締役会における経営戦略等の議論の充実を図りさらなる企業価値の向上に努めます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員は本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。
当社の取締役の報酬額は、2013年9月25日開催の第12回定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、経営体制の一層の充実を図ることを目的として、これまでの報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額につきましては、年額100,000千円以内(うち社外取締役30,000千円以内)といたしたいと存じます。この報酬額には、取締役賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。
監査等委員会設置会社への移行に伴い、これまでの監査役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額につきましては、年額40,000千円以内といたしたいと存じます。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員(取締役を除く。)

に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の決定の件
今般、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)等の施行に伴い株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、第4号議案の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額の上限である年額1億円以内の枠内において、取締役に対して、併せて執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与すること及び同株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容について、ご承認いただきたく存じます。なお、ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役等の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	347,842	864	-	(注)1	可決 99.62
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件				(注)2	
小瀨 直人	347,616	1,090	-		可決 99.56
椎木 隆太	334,338	14,368	-		可決 95.76
安田 卓生	347,621	1,085	-		可決 99.56
渡瀬 ひろみ(戸籍名:大塚ひろみ)	347,476	1,230	-		可決 99.52
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注)2	
佐竹 正幸	347,671	1,035			可決 99.57
山岸 洋一	344,770	3,936			可決 98.74
佐藤 有紀(戸籍名:砂田有紀)	347,704	1,002			可決 99.58
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	347,187	1,519		(注)3	可決 99.44
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	347,109	1,597		(注)3	可決 99.41
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員(取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の決定の件	336,458	12,248		(注)3	可決 96.36

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上